

第56回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成27年6月4日（木）9:56～11:41

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松毅

(委員) 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一

(専門委員) 野辺地勉、森まり子

(審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 概要

- 最初に、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(1) 報告を求める事項」の「ウ 労働者区分の見直し」及び、「(4) 集計事項」の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。
- 続いて、答申（案）について審議が行われ、一部、記述の修正を行うことを前提として、部会として了承された。なお、具体的な記述の修正については部会長に一任され、後ほど、委員及び専門委員に報告することとされた。

委員及び専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 労働者区分の見直し

- 特になし

(2) 消費税に係る集計方法の見直し

- 今回の調査項目の追加により、消費税込み、消費税抜きのどちらで記載してもよいと報告者に捉えられると、消費税抜きで記載する報告者が多くなると思う。このため、原則、税込みで記載するよう、記入の仕方等でアナウンスすることが必要ではないか。
← 調査票の該当欄にも「できる限り税込みで記入してください。」と記載しているが、記入の仕方等においてもしっかりと周知したいと考えている。

(3) 答申(案)について

ア 「1 本調査計画の変更」

- (ア) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(ア) 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化」及び「(イ) その他の調査票の構成の見直し」
- ・ 特段の意見なく了承された。

(イ) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(ウ) 労働者区分の見直し」

- ・ 今回の「正社員・正職員としている人」・「それ以外(パート・アルバイトなど)の人」という区分については、時系列にも配慮した措置であり、異論はない。ただし、雇用者を常用雇用者と臨時雇用者に区分した場合、常用雇用者がほとんどであり、また、常用雇用者の雇用形態が多様化している現状も踏まえ、今後は区分の充実も検討すべきではないか。ガイドラインにおいても常用雇用者の内訳区分について、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」とされていることから、本調査においても更なる検討が必要なことを「今後の課題」に記載すべきではないか。

(ウ) 「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項」の「(エ) その他の主な調査事項の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(エ) 「(2) 理由等」の「イ 報告を求める事項の基準となる期日等」の「(ア) 報告を求める事項の基準となる期日及び報告を求める期間の変更」及び「(イ) 調査結果の公表期日の変更」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(オ) 「(2) 理由等」の「ウ 報告を求めるために用いる方法」の「(ア) 調査組織の変更(大型商業施設等の管理会社等への調査業務の委託)」、「(イ) オンライン調査の範囲拡大」及び「(ウ) 調査の対象区分の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

(カ) 「(2) 理由等」の「エ 集計事項」の「(ア) 消費税に係る集計方法の見直し」

- ・ 前回調査の集計方法では、売上金額等は、消費税込みとした場合は過小、消費税抜きとした場合は過大となっていたが、今回、消費税抜きを消費税込みに補正した上で集計することで、利用者の利便性だけではなく、精度が向上するとともに正確性の確保が図られるものと考える。このため、答申文に「利用者の利便性の向上に資する」だけでなく、「精度の向上や正確性の確保に資する」旨も記述すべきではないか。

(キ) 「(2) 理由等」の「エ 集計事項」の「(イ) その他の集計事項の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

イ 「2 「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」(平成22年12月17日付け府統委第154号)の「今後の課題」への対応状況」

- ・ 企業の内部取引額の把握については、今回の答申においても今後の課題として記載するということか。
 - ← 第Ⅱ期基本計画に掲げられている課題であることから、次回の経済センサス-活動調査における課題ということではなく、基本計画の施行状況等を踏まえて検討すべきと考えている。
 - ← 第Ⅱ期基本計画では「平成27年度末までに企業内取引の把握可能性について検討する」とされており、次回の経済センサスの課題というより、基本計画の対応の中で検討されるものと考える。
- ・ 企業の内部取引額の把握だけでなく、企業のグループ内取引額を把握することが重要になってくるのではないか。
 - ← 第Ⅱ期基本計画では、企業グループに関する検討を推進するとされており、次回の経済センサスの課題というより、基本計画への対応の中で検討するものと考える。

ウ 「3 今後の課題」

- ・ 常用雇用者の雇用形態等は多様化しており、内訳区分の把握は重要な課題である。一方で、調査の都度区分が変更されると、報告者の記入負担が増大することから、慎重に検討すべきでもある。
 - ← 常用雇用者の内訳区分については、今後のガイドラインの充実に向けた検討において、各調査の役割分担を含めて整理・検討する必要があると考えている。
 - ← 経済センサスの課題というよりは、今後のガイドラインの検討にもつながる指摘があるので、答申の「今後の課題」とすべきことなのは検討いただきたい。
 - ← 常用雇用者の内訳区分については、「今後のガイドラインの検討状況も踏まえ、検討をすること」という旨を追加してはいかが。
- ・ 消費税込みに補正する方法については、事後的な検証が必要ではないか。また、前回調査の回答率等を考慮して調査項目の削減を行っているので、この対応が適当であったか、その効果の検証もすべきではないか。
 - ← 消費税の補正方法に関する事後的な検証については、産業連関表の方で検証した方が効率的ではないか。
 - ← 消費税込みへの補正の方法については、経済センサス-活動調査だけでなく、政府統計全体に係る大きな問題なので、部会長メモとして統計委員会に報告することとする。
 - ← 調査項目削減の効果検証は、調査実施者として当然に実施すべきことであり、きちんと実施する。
 - ← 調査項目削減の効果検証は、調査実施者として当然に実施すべきことであり、あえて「今後の課題」に記載する必然性は低いと判断する。
- ・ 常用雇用者の内訳区分、消費税の取り扱いともに政府統計全体の問題であることから、答申においては同様の扱いとすることが望ましいのではないか。

← 常用雇用者の内訳区分の把握については、経済センサス・活動調査個別の課題というだけでなく、今後のガイドラインの検討に活かしてほしいという意図もあることから、検討課題として記述することとする。

エ 「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」

- ・特段の意見なく了承された。

6 その他

平成 27 年 6 月 25 日（木）に開催予定の統計委員会において、廣松部会長から答申（案）を報告することとされた。

第 55 回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 9:56~11:59

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 廣松毅

(委 員) 西郷浩、中村洋一、野呂順一

(専 門 委 員) 野辺地勉、森まり子

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 概 要

○ 最初に、前回部会において、調査実施者に対して再検討が求められた事項（「建設業、サービス関連産業A、学校教育」調査票の調査事項「学校教育の種類」における「幼保連携型認定こども園」の選択肢の位置）について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容は適当とされた。

○ 次に、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(3) 報告を求めるために用いる方法」の「ウ 調査の対象区分の見直し」及び「(4) 集計事項」の「イ その他の集計事項の見直し」について、調査実施者から説明の後、審議が行われ、変更内容については適当とされた。

○ 続いて、「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「(4) 集計事項」の「ア 消費税に係る集計方法の見直し」及び「(1) 報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」に関連して、それぞれ「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」及び「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、事務局から説明の後、質疑応答が行われた。

なお、経済センサス-活動調査の調査計画におけるこれらガイドラインを踏まえた対応に係る審議については、両ガイドラインの統計委員会（5月 28 日（木）開催予定）での説明の後、次回部会で改めて行うこととされた。

○ 続いて、「2 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況」（企業の内部取引額の把握）について調査実施者から説明の後、審議が行われ、今回調査で対応が困難との調査実施者の説明は妥当とされた。なお、部会長から、本件については、第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においても課題とされていることから、政府統計全体の課題として取組む必要がある旨、コメントがあった。

委員及び専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり

(1) 前回部会において、再説明が求められた事項

- ・ 特になし

(2) 調査の対象区分の見直し

- ・ 調査員の負担軽減に資することから、今回の変更は望ましいと考えている。

(3) その他の集計事項の見直し

- ・ 特になし

(4) 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について

- ・ 今回のガイドラインは、第Ⅱ期基本計画の課題である基本価格表示による産業連関表の作成にも資するものであり、高く評価したい。

- ・ 資料4のP8の「4 補正方法」の(2)のウにおいて、「擬制する」という用語が、「現実には存在しないが、実在するかのように扱う」という意味で用いられている。しかし、「売上原価に含まれる非課税費用」は存在し、結果として比率も存在するものである。したがって、「明確には分からぬデータを他のデータでみなす」といった意味であれば、「推定する」という用語が望ましいのではないか。今後の見直しに当たっての参考にしていただきたい。

- ・ 海外の状況も含めて検討をしているのか。

← 詳細には分析していない。

- ・ 売上原価の説明の中で「ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。」とあるが、その理由は何か。

← 卸売業、小売業における売上原価は、専ら商品の仕入額と考えられ、ほぼ課税対象と考えられるためである。

(5) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について

- ・ 男女別の従業者数の回答は負担が大きいが、その把握の必要性について、議論をされているようであれば、内容をお教えいただきたい。

← 男女別の従業者数についての回答が報告者にとって負担になることは理解しているが、第Ⅱ期基本計画の策定時において、政府部内から男女別の統計の充実に係る要望もあり、また、政府として女性が働きやすい社会の実現が政策目標の一つであることからも、引き続き把握する必要があると考えている。

- ・ 上記(4)、(5)で説明されたガイドラインについては、他の統計調査にも関連することから、来週5月28日(木)の統計委員会においても説明していただくこととしている。経済センサス-活動調査の調査計画におけるこれらガイドラインを踏まえた対応については、統計委員会での説明の後、次回部会で改めて審議し、結論を得たいと考えている

(6) 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 「企業の内部取引額」の把握については、実査上の困難性は理解できるので、今回は

妥当と考えている。しかし、企業グループ内の取引額を捉えることは重要と考えており、今後も引き続き、把握するための検討と努力を続けてほしいと考えている。

- ・ 企業傘下に事業所が各地に点在することを考えると、地域の経済活動の内容・規模を的確に捉えるという意味でも、企業の内部取引額の把握は重要である。今回調査において企業の内部取引額の把握は困難という説明は妥当だと考えるが、第Ⅱ期基本計画においては、「事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する」とされている。については、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の枠組の中で取組みを進める必要があると考える。

(7) その他

- ・ 前回部会の議事概要の3ページにおいて「管理会社等への委託」に係る審議の内容を記載している。「管理会社等への委託」に関する前回部会の際の結論は、「今回調査は初めて導入するため、管理会社に限定して委託し、次回調査において、その範囲の拡大することを検討する。」ではなかったかと記憶している。議事概要を見ただけでは「今回調査においては慎重に対応すること」とのみ記述されているが、今回調査は管理会社に限定するという理解でよいか。

← 議事概要にもあるとおり、今回調査においては、委託先は管理会社のみと考えており、今回の実施状況を踏まえ、次回以降について検討して参りたい。

6 その他

次回は、平成27年6月4日（木）10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

